

# (別紙3) ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法においては、障害者が経済的にも地域で自立して暮らすことができるよう、障害者の就労支援を充実強化し、一般就労への移行を促進しているところである。

これを効果的に実施するためには、施設内での生産活動だけではなく施設外での職場実習や求職活動などが有効であることから、施設外就労、施設外支援を実施しているところ。これらを通じ、一般就労へのインセンティブをより促進する観点から、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。

## 2 事業の内容

一般就労の促進の一環として、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労者を出した事業所に対して助成を行うことにより、一般就労への移行の促進を図る。

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を行い一般就労に結びついた場合に助成を行う。(施設外就労・施設外支援を利用せずに一般就労した場合は対象としない。)

ウ 補助単価 就労した利用者1人あたり100千円(1回限り)

エ 補助割合 定額(10/10)

オ 実施年度 平成21年度～23年度

## 3 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1)施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。
- (2)他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。
- (3)障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

## 4 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

施設外就労等による一般就労移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q33 本事業による一般就労とは、就労継続支援A型への就労も対象となるのか。

A33

就労継続支援A型への就労も含む。ただし、同一法人内のB型事業所からA型事業所へ就労した場合は対象としない。

<障害福祉課 就労支援係>

施設外就労等による一般就労移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q34 旧体系施設は当該事業の助成対象となるのか。

A34

本事業は施設外就労等の促進にあわせ、新体系への移行促進を目的とするものであり、旧体系施設は当該事業の助成対象としていない。

<障害福祉課 就労支援係>

施設外就労等による一般就労移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q35 平成21年3月31日までの間に施設外就労等を実施し、平成21年度に就労した場合は助成対象となるのか。

A35

お見込みのとおり。

平成20年度中に施設外就労等を行い、それによって平成21年度において一般就労した場合は対象となる。

<障害福祉課 就労支援係>

# (別紙4) Ⅰ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 (新規)

## 1 事業の目的

障害者自立支援法においては、就労移行支援事業等の就労系サービスを利用することにより、地域の企業への一般就労に移行する障害者の増加を目指しているところであるが、今後は、就労が成功した後の就業生活における困難に対する支援や、障害者雇用を考えている企業に対して職務内容等に対する提案を実施し、障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図ることが必要不可欠である。このため、就労移行支援事業等を利用し、次の事業を実施する。

## 2 事業の内容

就労移行支援事業者が、利用者の一般就労に必要な社会的課題を分析した講座等を企画・開催することや、既に就労している障害者に対して障害者就業・生活支援センター等と協力し、勤務時間外に行う就労を定着していくために必要な研修会、自主交流会等を企画・実施。また、障害者の雇用を検討する企業の就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が職務内容等を提案し、障害者を雇用する企業の開拓を図る。

### (1) 実施主体 都道府県

### (2) 事業内容

- ① 就労移行支援事業において利用者に対して、福祉専門職員等や地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、社会適応訓練等に関する講座を企画・実施する場合に助成。
- ② フォローアップの一環として、就労移行支援事業において一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会等を実施する場合に助成。
- ③ 就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、障害者就業・生活支援センター等と協力し、実際に障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施した場合に助成。

### (3) 補助単価

以下の内容を5回以上実施した場合、回数に応じて1回あたり20,000円を助成  
(年間最大36回まで助成)。

- ① 社会適応等に関する講座企画・開催
- ② 勉強会・自主交流会企画・開催  
(当該事業所を利用し、一般就労した利用者を対象者とする)
- ③ 障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施

- 3 補助割合 定額(10/10)
- 4 実施年度 平成21年度～23年度
- 5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

Q36 講座・勉強会・自主交流会について、障害者就業・生活支援センター等の協力機関は必ず必要か。  
また、協力機関は障害者就業・生活支援センターのほかどのような機関であればよいか。

A36

本事業の講座・勉強会・自主交流会という本事業の趣旨を踏まえれば、就労している者を幅広く、また漏れなく対象とすることが必要であり、障害者就業・生活支援センターとの連携は不可欠と考えている。  
(就職後一定期間を経過後、一番の理解者であった上司の退職など、環境の変化により不安定な状態を把握する場合等)

また、障害者就業・生活支援センター以外の協力機関としては、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者雇用を積極的に実施している企業等が考えられる。

(※具体例として参考資料1)

<障害福祉課 就労支援係>

障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

Q37 講座・勉強会・自主交流会について、回数に応じて助成とあるが、例えば、講座2回、自主交流会1回、職務分析3回の場合、6回分の助成が実施されるのか。

A37

お見込みのとおり。

なお、1回にかかった経費が20,000円未満の場合は、経費分の助成額となる。

(※具体例として参考資料1)

<障害福祉課 就労支援係>

## 【参考資料1】 一般就労・職場定着促進に関する勉強会、自主交流会(事例)

◎ 就労定着後、一定期間経過した者が対象

(目的) ・職場での状況・環境変化等の把握  
・職場に対する本人意欲、満足度の変化  
・本人の自主的な活動の促進

### (例1) 生活講座(地域生活に必要な知識を実例等から学ぶ)・・・東京都「三茶クローバ」の事例

※三茶クローバー: 世田谷区設置、(社福)東京都知的障害者育成会委託事業

- ・対象者: 知的障害者(世田谷区在住で既就労の方)
- ・開催頻度等: 月1回(土・日曜日等)、2, 3時間程度、平均参加人数約20人
- ・内容: 暮らしに役立つことをテーマにした講座。「マナー講座」、「健康管理」、「金銭管理」、「性」等の話題について講義した後、お互いの暮らしぶりを評価し合う。

### (例2) 夕食会(アフターファイブに立ち寄る形式の食事交流会)・・・東京都「そしがや」の事例

※分室そしがや: 世田谷区設置、(社福)東京都知的障害者育成会委託事業

- ・対象者: 「生活講座」と同じ
- ・開催頻度等: 第3金曜日、午後6:30~7:30、平均参加人数約30人
- ・内容: お互いに社会勉強やイベントづくり等、本人活動の組織「フレンドサポート」等が中心となった食事交流会。食事やイベントはすべて参加者が主体的に用意する。勤務日の勤務終了後に開催することで、アフターファイブの有効利用等を自主的に考える機会を作っている。

### (例3) セルフヘルプ・グループ会(精神障害の方の自律的な活動を支援)・・・大阪市障害者就業・生活支援センター及び、市内就労移行支援事業所等が連携して実施している事例

- ・対象者: 精神障害者(大阪市在住の方で既就労の方)
- ・開催頻度等: 月1回、午後6時~7時、平均参加人数約25人
- ・内容: 定期的に、お互いに病状や就労状況、地域生活の不安や悩みを打ち明ける互助的な会。勤務日の勤務終了後や通院終了後の時間帯に行っている。ピア・カウンセリングやSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)として行うこともある。

障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

Q38 職務分析については、どのような助成事業か。

A38

障害者の雇用を検討する企業に対し、雇用可能とするための、当該企業の職員配置状況、作業工程、職務内容等を分析し、その結果を企業に具体的に提案した場合の助成事業である。

(具体例として参考資料2)

<障害福祉課 就労支援係>

障害者一般就労・職場定着促進支援事業(一般就労移行等促進事業)

Q39 「福祉専門職員等」とは、一般的にどの職員を想定しているのか。

A39

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士その他、社会適応訓練等の知識に習熟している者を想定している。

<障害福祉課 就労支援係>



## 【参考資料2】 障害者の雇用を検討する企業への職務分析の実施事例

◎ 障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施

(目的) ・企業担当者の立場で雇用職種・雇用できる場を分析し、提案する  
・次段階の職場実習等につながる提案を行う

### (例) 地域の企業に対する提案事例 (知的障害者→企業の生産工場)

ステップ ① 対象障害者の得意な作業等(当事者がやり慣れた形態や業種等)を確認。 1～3日程度  
(例1) 知的障害のある方の傾向として毎回同じ毎回決まっている仕事が得意(個人差有り)  
(例2) 知的障害のある方の傾向として反復する、繰り返す仕事が得意(個人差有り)



ステップ ② 支援者(就労支援員等)が当該企業において実習として職務を行い、既存の工程を分析し、障害者が実際に従事可能な工程(職務内容)を確認 3～5日程度  
(例1) 毎回同じで決まっている仕事があるか…作業内容、作業方法、作業場所、作業時間  
(例2) 反復する・繰り返す仕事があるか …所要時間(1日のうち、1回につき)、件数  
(例3) 切り出しや細分化で可能となる仕事があるか  
(例4) 治具の開発を行うことで可能となる仕事があるか



ステップ ③ 上記の①、②について、複数のマッチング例を作成。 1日程度  
(例) 毎回同じで決まっている…1)標準工程がある、2)部品の名称が固定、3)図示あり



ステップ ④ 仕事以外に、障害者が働きやすい職場であるか、支援者の視点で確認 1～2日程度

# (別紙5) オ 離職・再チャレンジ支援助成事業 (新規)

## 1 事業の目的

障害者が何らかの形で離職の危機を迎えている場合、その把握が難しく、離職した場合、意欲を失って再度就労する意欲をなくしている状態の者が多く、働ける可能性を奪っているケースが少なくない。そこで、意欲をなくす前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行を支援することを目的とし、次の事業を実施する。

## 2 事業の内容

離職の危機を迎えている者、やむを得ず離職した者について、支援を実施した場合に助成を行う。

(1) ① 実施主体 都道府県

② 対象事業所 就労移行支援、就労継続支援A型・B型・旧法授産施設

(2) 事業内容：

対象の事業者が

① 離職の危機を迎えている者への対応

(状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整を実施)

② やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供

などにかかる支援を本人・親・事業所に実施した場合に助成する。

・ 要件

① 本人と企業との調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施

② やむを得ず離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善や本人の復職に向けた調整を企業・本人等の間で実施

③ 離職の際、障害者就業・生活センター及びハローワーク等と連携

④ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を行う。

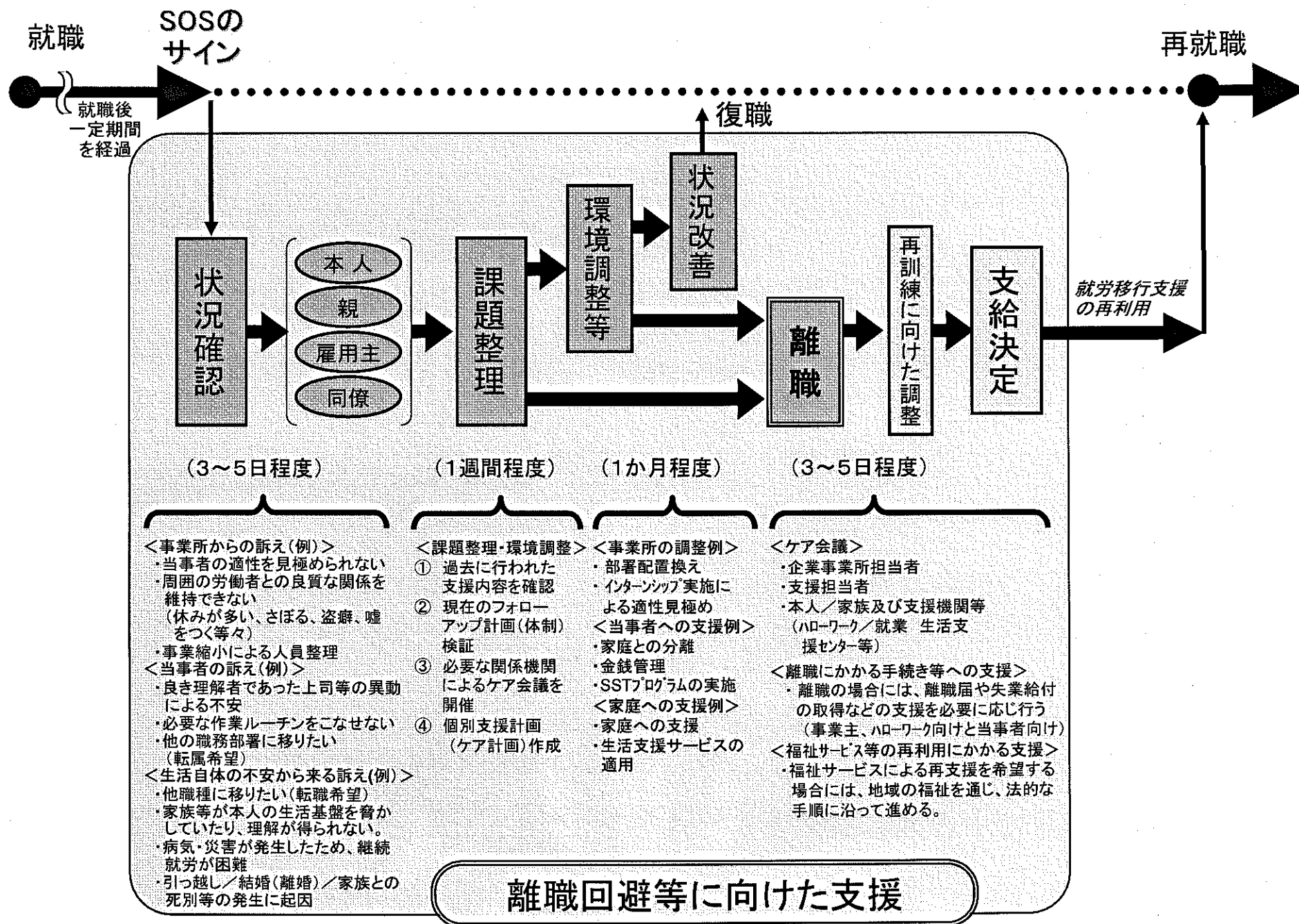
(3) 補助単価 1人1回につき40,000円を事業所に対し助成。

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課就労支援係

# 【参考】 離職回避等支援フロー(イメージ)



**離職・再チャレンジ支援促進事業(一般就労移行等促進事業)**

**Q40 離職危機への支援の判断基準、把握方法について、教えていただきたい。**

A40

離職危機の判断基準については、本人、家族・企業側等の関係者から、離職にかかる何らかの連絡や相談があった場合であり、何らかの介入がなければ離職の危機、もしくは離職が回避できない場合であることを想定しているが、その把握方法としては、今回新規の基金事業である一般就労移行等促進事業の「障害者一般就労・職場定着促進支援事業」での自主交流会、勉強会において、一般就労後一定期間経ている者本人から直接話を聞く機会となる事業があるため、その事業の積極的な活用及び事業を実施して連携を行った上での本事業の実施に努めていただきたい。

<障害福祉課 就労支援係>

**離職・再チャレンジ支援促進事業(一般就労移行等促進事業)**

**Q41 以前就労移行支援事業所等を利用した者以外も対象とするのか。**

A41

現在の経済状況を踏まえ対応する事業であるので、以前の就労移行支援事業所等を利用した者のみならず、離職の危機にある者を幅広く対象にされたい。

<障害福祉課 就労支援係>

# (別紙7) キ 就労継続支援A型への移行助成事業 (新規)

## 1 事業の目的

障害のある方が自立した生活を送るためには、障害者の就労の機会を提供することが重要であり、一般就労への移行と同時に、就労継続支援の場において、より高い賃金（工賃）を支給することが有効となるが、就労継続支援B型等の事業者が、雇用契約に基づき、高い賃金を実践している就労継続支援A型への移行を促進し、障害者の就労の充実を図るため、現在就労継続支援B型・旧法授産施設の事業者が就労継続支援A型への移行のために必要となる経費の助成を行う。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 助成対象

就労継続支援B型・旧法授産施設

(3) 事業内容

以下の事業を実施した場合、助成を行う。

① 就労継続支援A型の移行に際して、新たな事業への転換・開拓・開発や、障害者雇用に対する経営ノウハウを持った関係者（就労継続支援A型事業者代表、特例子会社関係者、企業関係者、ジョブコーチ等）との協議に必要な経費。

② 先進的な就労継続支援A型事業所等を訪問してヒアリングを行う等、ノウハウを得るための視察等を行う経費。

③ 中小企業診断士による相談・経営診断等により、就労継続支援B型事業者等が就労継続支援A型へ移行の準備を行う際、移行後の経営計画の策定等を行うノウハウを身につけるために必要な経費。

(4) 補助単価 1事業所あたり600千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21～23年度まで

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

就労継続支援A型への移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q44 本事業の助成を受けた場合、必ず就労継続支援A型に移行しなければならないのか。

A44

本事業は、就労継続支援A型の移行について、具体的に検討するために必要とされる経費を助成する事業のため、助成対象事業所を選定の際には、就労継続支援A型へ移行する考えであることが法人組織として意志決定されているか、確認する必要がある。

<障害福祉課 就労支援係>

就労継続支援A型への移行助成事業(一般就労移行等促進事業)

Q45 本事業の助成を受けた場合、いつまでに就労継続支援A型に移行しなければならないのか。

A45

原則として基金事業の終了する平成23年度末までに就労継続支援A型に移行する場合を対象とするため、助成対象事業所選定の際に、就労継続支援A型への移行予定日が平成23年度末までである旨、計画等に記載されているか、確認する必要がある。

<障害福祉課 就労支援係>

# (21) 移行定着支援事業（新規）

## 1 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時の利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村への委託可）

(2) 内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り助成を行う。

- ① 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。
- ② 移行前の小規模作業所等の当時の利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるように経過的な施策に必要な費用。

(3) 補助単価 1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

事業の実施に際しては、実施する施策の内容・スケジュール等を添付すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

## 移行定着支援事業

Q 1 小規模作業所等の等は何を指すのか。

A 1 障害者自立支援法に基づく新体系サービスとは、事務処理方法の異なる小規模作業所、小規模通所授産施設、福祉工場、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設が対象となる。

<自立支援振興室地域生活支援係>

## 移行定着支援事業

Q 2 平成20年度に移行した小規模作業所等は、助成の対象となるのか。

A 2 平成20年度に移行した小規模作業所等は、助成の対象とならない。

<自立支援振興室地域生活支援係>



### 移行定着支援事業

Q 3 平成23年度中に移行した場合における2年度目の取扱い如何。

A 3 平成23年度末をもって事業が終了するため、助成の対象とならない。

<自立支援振興室地域生活支援係>

### 移行定着支援事業

Q 4 平成24年4月1日以降に移行した小規模作業所等は、助成の対象となるのか。

A 4 平成23年度末をもって事業が終了するため、平成24年4月1日以降に移行した小規模作業所等は、助成の対象とならない。

<自立支援振興室地域生活支援係>